

証券コード 253A
2025年12月11日
(電子提供措置の開始日2025年12月4日)

株主各位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社 ETSグループ
代表取締役社長 上江洲剛

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ets-group.co.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ETSグループ」又は「コード」に当社証券コード「253A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

書面又はインターネットにより議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年12月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 舟

記

1. 日 時 2025年12月26日（金曜日）午前10時【受付午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の【株主総会会場ご案内図】をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願ひ申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第1期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額の決定の件

以 上

- ~~~~~
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお
持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内
容を掲載させていただきます。
~~~~~

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 議決権行使期限

2025年12月25日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで

## インターネットによる 議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください▶

### 議決権行使期限

2025年12月25日（木曜日）  
午後5時45分まで

## 株主総会へ出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2025年12月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があつたものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるもの有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点は、株主名簿管理人である  
**三井住友信託銀行株式会社**まで  
お問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先  
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く) )

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

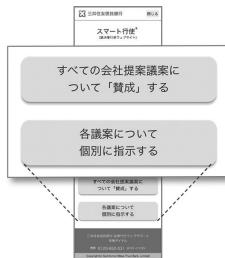
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

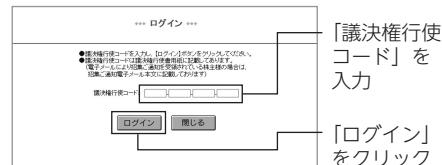
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

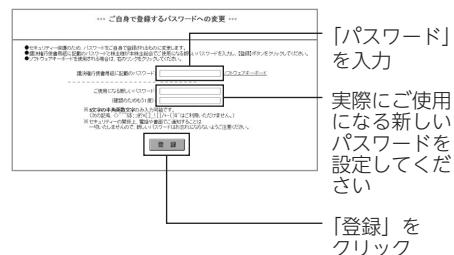
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

### ① ご注意

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。他方、将来の事業成長に向けた投資資金の確保も重要であり、これらのバランスを踏まえながら適切な株主還元を行うことを方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては1株当たり17円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
：金銭といいたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
：当社普通株式1株につき金17円  
配当総額 108,271,351円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
：2025年12月29日

なお、配当原資には、資本剰余金が含まれております。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。なお、現任取締役は、当社の経営方針に精通しており、引き続きその経験及び知見を活かし、当社の持続的成長に貢献いただきたく、全員を再任することといたしました。ただし、前回選任時に社外取締役であった1名は、現在は社外性を失っているため、今回は取締役として選任いたします。

また、経営の透明性とガバナンス強化を図るため、新たに取締役1名（社外取締役）を追加選任することといたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 番号                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                             | ウエズ<br>上江洲 剛<br><br>(1980年6月20日生)<br><br>《再任候補者》 | <p>2003年4月 アムス・インターナショナル株式会社 入社<br/>           2010年11月 アムス・エステート株式会社 出向<br/>           2017年11月 アムス・インターナショナル株式会社 貸貸事業部長<br/>           2018年8月 同 取締役 貸貸管理事業部 担当<br/>           2021年12月 株式会社ETSホールディングス（現 ETSライ<br/>ン株式会社）取締役DX推進部長 兼 チー<sup>フ</sup>・カイゼン・オフィサー<br/>           2022年8月 アムス・インターナショナル株式会社 代表取締役<br/>           2024年10月 当社取締役<br/>           2025年1月 当社代表取締役（現任）</p> | 一株              |
| ■取締役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                  |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |
| 上江洲 剛氏は、長年にわたり貸貸管理会社において経営に携わってきた経験と豊富な見識を背景に、2021年12月より株式会社ETSホールディングス取締役として、主に業務DX化及び業務改善の推進に尽力し、業務効率及び労働生産性の向上に貢献してまいりました。さらに2025年1月より当社の代表取締役として、グループ全体の事業拡大及び業務改革においてもその手腕を発揮しております。これらの実績と知識・経験をふまえ、引き続き取締役として適任であると判断し、再任を提案するものであります。 |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 2  | <p>サカキハラ ノリアキ<br/>榎原 篤昭<br/>(1955年8月17日生)<br/>《再任候補者》</p> <p>1978年4月 山加電業株式会社（現 ETSライン株式会社）入社 外線部 工事課<br/>1981年4月 大阪支社（現 関西事業部）外線課<br/>1991年4月 名古屋支社（現 中部送電事業部）電力課 副長<br/>1999年11月 名古屋支社（現 中部送電事業部）工事課長<br/>2010年4月 名古屋支社（現 中部送電事業部）副支社長 兼 工事課長<br/>2011年4月 仙台支社（現 東北支社）副支社長<br/>2012年12月 執行役員 仙台支社長<br/>2016年12月 取締役 仙台送電事業部長<br/>2017年12月 取締役 東北送電事業本部長<br/>2019年12月 取締役 電力インフラ事業本部長 兼 東北送電事業本部付<br/>2021年9月 株式会社岩井工業所 取締役（現任）<br/>2021年12月 常務取締役 工事統括担当<br/>2022年6月 中央電氣建設株式会社（現 株式会社DCライジング）取締役（現任）<br/>2022年6月 株式会社電友社 取締役<br/>2022年12月 株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社）常務取締役 工事統括担当（現任）<br/>2024年10月 当社常務取締役（現任）</p> | 5,100株                       |                 |
| 3  | <p>クサカ<br/>日下 直<br/>(1977年10月8日生)<br/>《再任候補者》</p> <p>2005年3月 株式会社ホップス 入社<br/>2007年3月 アムス・インターナショナル株式会社 入社<br/>2018年8月 同 取締役 総務人事部 担当<br/>2021年9月 株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社）入社 総務部長<br/>2021年12月 取締役 総務人事部長<br/>2022年12月 取締役 経営管理部長<br/>2024年7月 取締役 人的資本経営部長 兼 法務部長（現任）<br/>2024年10月 当社取締役（現任）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 600株                         |                 |

■取締役候補者とした理由

榎原 篤昭氏は、山加電業株式会社（現 ETSライン株式会社）に入社以来、長年にわたり送電事業に従事し、豊富な知識と経験を培ってまいりました。2016年からは同社取締役として、経営に携わり、主に工事部門の業務効率化や現場の安全意識の向上に尽力してまいりました。さらに、2024年10月より当社常務取締役として、これまでの実績をふまえ、同様の手腕を発揮しております。以上の経験と実績から、引き続き取締役として適任であると判断し、再任を提案するものであります。

■取締役候補者とした理由

日下 直氏は、特定社会保険労務士として、人事・労務管理部門における豊富な知識と経験を有しており、2021年12月より株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社）の取締役として、主に経営管理部門のマネジメントにおいて実績を重ねてまいりました。また、2024年10月からは当社取締役として、グループ全体の人事総務・労務管理・法務部門においてもその手腕を発揮しております。これらの実績と専門性をふまえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、再任を提案するものであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>の株式の数 |
|----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4  | 加藤 慎章<br>(1974年6月14日生)<br>《再任候補者》 | <p>2000年4月 中部電力株式会社 入社</p> <p>2007年8月 日本GE株式会社 入社</p> <p>2015年1月 同 ディレクター</p> <p>2016年2月 ソネディックス・ジャパン株式会社 入社</p> <p>2017年5月 同 ヴァイスプレジデント</p> <p>2018年8月 GCLニューエナジー・ジャパン株式会社 入社<br/>CEO（首席代表）</p> <p>2020年9月 株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社）入社 営業本部長 兼 企画室長</p> <p>2020年12月 代表取締役社長</p> <p>2021年9月 株式会社岩井工業所 代表取締役</p> <p>2021年12月 ユウキ産業株式会社（現 ETSフリア株式会社） 代表取締役</p> <p>2022年6月 中央電氣建設株式会社（現 株式会社DCリンク） 代表取締役</p> <p>2022年6月 株式会社電友社 代表取締役</p> <p>2024年10月 株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社） 代表取締役会長</p> <p>2024年10月 当社代表取締役</p> <p>2025年1月 当社取締役（現任）</p> <p>2025年1月 Aggreko Japan株式会社 代表取締役（現任）</p> | 5,100株          |

■取締役候補者とした理由

加藤 慎章氏は、電力会社や再生可能エネルギー事業運営会社で培った豊富な経験を背景に、2020年12月より株式会社ETSホールディングス（現 ETSライン株式会社）の代表取締役として、事業拡大や業務改革等に取り組み、着実な成果を上げてまいりました。さらに、2024年10月からは当社代表取締役、2025年1月からは当社取締役として同様に手腕を発揮しております。これらの実績をふまえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、再任を提案するものであります。

| 番号                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                | 黒川 弘務<br>(1957年2月8日生)<br>《再任候補者》              | <p>1983年12月 検事官東京地方検察庁</p> <p>2001年12月 法務省大臣官房司法法制部 司法法制課長</p> <p>2005年1月 法務省刑事局総務課長</p> <p>2006年7月 法務省大臣官房秘書課長</p> <p>2008年1月 法務省大臣官房審議官</p> <p>2010年8月 松山地方検察庁検事正</p> <p>2011年8月 法務省大臣官房長</p> <p>2016年9月 法務省法務事務次官</p> <p>2019年1月 東京高等検察庁検事長</p> <p>2021年11月 黒川経営コンサルティング合同会社 代表社員(現任)</p> <p>2021年12月 株式会社ETSホールディングス(現 ETSライン株式会社) 社外取締役</p> <p>2024年10月 当社社外取締役</p> <p>2025年2月 アムス・インターナショナル株式会社取締役(現任)</p> <p>2025年2月 当社取締役(現任)</p> | 一株              |
| ■取締役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                     |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| 黒川 弘務氏は、検察庁、法務省に長年の間奉職し、法務分野で豊富な経験を積み、卓越した専門知識を有しております。これらの知見を活かし、2021年12月より株式会社ETSホールディングス(現 ETSライン株式会社)の社外取締役として、企業経営における法務・コンプライアンス体制の強化に手腕を発揮してまいりました。さらに2024年10月からは当社社外取締役、2025年2月からは取締役として、同様の手腕を発揮しております。これらの実績をふまえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、再任を提案するものであります。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                | 若狭 正幸<br>(1955年8月17日生)<br>《再任候補者》<br>社外取締役候補者 | <p>1978年4月 大蔵省(現 財務省) 入省</p> <p>1983年7月 日田税務署長</p> <p>1994年7月 東海財務局理財部長</p> <p>1998年7月 関税局管理課長</p> <p>2001年7月 理財局国有財産企画課長</p> <p>2004年7月 札幌国税局長</p> <p>2005年7月 仙台国税局長</p> <p>2006年7月 関東信越国税局長</p> <p>2008年7月 大阪国税局長</p> <p>2009年8月 独立行政法人国立印刷局理事</p> <p>2017年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 顧問</p> <p>2019年6月 株式会社NTTカードソリューション 監査役</p> <p>2021年12月 株式会社ETSホールディングス(現 ETSライン株式会社) 社外取締役</p> <p>2024年10月 当社社外取締役(現任)</p>                           | 一株              |
| ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割                                                                                                                                                                                                                                          |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| 若狭 正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と識見に基づき、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。                                                                                                                                                                  |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| 上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。                                                                                                                                                                                           |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出しており、引き続き独立役員とする予定であります。                                                                                                                                                                     |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|    | 後藤 健志<br>(1965年6月30日生)<br>《新任候補者》<br><br>社外取締役候補者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1989年4月 株式会社帝国データバンク 入社<br>1991年4月 同社本社調査部<br>2008年10月 同社前橋支店長<br>2013年10月 同社東京支社調査課長<br>2021年10月 同社釧路支店調査課長 | 一株              |
| 7  | <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>後藤 健志氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり信用調査会社へ勤務し、企業調査・信用調査の分野において豊富な知見と実務経験を有しており、これらの経験を通じて培われた客観的な視点と分析力を活かし、当社の経営に対して中立的かつ専門的な助言をいただけることを期待したからであります。</p> <p>また、企業情報の収集・評価に関する高度な専門性を有しており、経営の透明性向上及びガバナンス強化に資するものと判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものです。</p> <p>さらに、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しております、一般株主の保護に資するとの考え方から、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p> |                                                                                                              |                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者である上江洲 剛氏および日下 直氏は、過去10年間において、当社の親会社でありますアムス・インターナショナル株式会社の業務執行者であります。  
 3. 取締役候補者若狭 正幸氏、後藤 健志氏の2名は、社外取締役候補者であります。  
 4. 社外取締役候補者若狭 正幸氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
 5. 当社は、若狭 正幸氏および黒川 弘務氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、後藤 健志氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 7. 当社は、若狭 正幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出であります。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、後藤 健志氏につきましては、社外取締役として選任された際には、同様に独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石原 毅氏（社外監査役）は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。  
 なお、花崎 尚文氏は、石原 毅氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 花 崎 尚 文<br>(1970年2月20日生)<br>《新任候補者》<br>社外監査役候補者 | <p>1990年4月 富士写真光機株式会社 入社</p> <p>2017年11月 一般社団法人イーワーク 入社</p> <p>2021年2月 司法書士試験合格</p> <p>2021年4月 東京都司法書士会登録</p> <p>アヴェニール司法書士事務所 設立</p> <p>2024年12月 簡裁訴訟代理等関係業務認定（認定司法書士）取得</p> | 一株              |

■社外監査役候補者とした理由及び期待される役割

花崎 尚文氏は、司法書士及び認定司法書士の資格を有し、長年にわたり登記、企業法務、商事手続などに関する高度な専門知識と豊富な実務経験を積まれております。また、個人で司法書士事務所を開設し、多様な企業・個人案件に携わる中で、法令遵守及びガバナンス体制に関する的確な助言を行ってこられました。

これらの知見と経験は、当社における取締役会・経営陣の意思決定プロセス及び業務執行全般に対する独立した立場からの監査・助言に十分に活かされるものと判断しております。

したがって、同氏が当社の社外監査役として適任であると考え、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 監査役候補者花崎 尚文氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、本議案において花崎 尚文氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。  
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 5. 監査役候補者花崎 尚文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

#### **第4号議案 取締役及び監査役の報酬額の決定の件**

当社の取締役及び監査役の報酬額のうち金銭で支給するものの額につきましては、当社定款附則第2条において、当社設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬額の総額は、取締役においては月額1,700万円以内、監査役においては月額170万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役及び監査役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

当社の事業規模、役員報酬体系及び支給基準等を総合的に勘案し、取締役の報酬額を、引き続き月額1,700万円以内、監査役の報酬額を月額170万円以内にしたいと存じます。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は、上記報酬額に含まれておりません。

本議案の内容は、当社の役員報酬決定に係る基本方針に合致するものであり、相当であるものと判断しております。

各取締役に対する具体的な金額、支給時期等は、取締役会で個人別の報酬等の決定方針を決定するとともに、その方針に基づき、報酬の限度額の範囲内で取締役会から授権を受けた代表取締役社長が決定するものとします。

また、各監査役に対する具体的な金額、支給時期等は、監査役の協議によって決定するものとします。

株主総会で承認をされた報酬の限度内で決定することにより、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

なお、本総会終結時の取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

以上

# 事 業 報 告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（当事業年度）における我が国経済は、雇用及び所得環境の改善が進む一方で、物価上昇の継続による個人消費を下押しするリスクが高まっています。また、米国の通商政策の影響及び各国の政治情勢の変動等により、世界経済の動向も依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが所属する建設業界では、「2024年問題」に伴う労働時間上限規制の完全適用、人材不足、資材価格の高騰など厳しい課題が続く中、公共投資や物流施設・工場建設などの需要が底堅く推移しました。

このような状況の中、当社グループは、2024年10月の持株会社体制への移行により当社の子会社となった株式会社 ETS ホールディングス（現 ETS ライン株式会社）が2023年12月に公表しました中期経営計画を引き継いで事業を継続しておりますが、その2年目となる当連結会計年度（当事業年度）においては、順調な業績で推移いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりあります。

#### **【電気工事業】 (送電事業部門)**

記録的な暑さへの対応が求められる状況下において、電力の安定供給を下支えする「エッセンシャルワーカー」の一員として、電力送配電各社のご指導のもと、電力安定供給への貢献に努めてまいりました。当連結会計年度は、東北地方及び関東地方における送電線の大型工事を受注し、これらの工事が順調に進捗したことに加え、中国地方の子会社においても完工が進みました。その結果、受注高は92億6千9百万円、売上高は72億7千6百万円となりました。

#### **(設備事業部門)**

設備事業においては、再生可能エネルギー発電所やデータセンターにおける特別高圧変電所工事の大型受注に加え、各工事が順調に進捗したことにより、受注高は56億6千5百万円、売上高は22億7千2百万円となりました。

## 【不動産関連事業】

不動産関連事業においては、連結子会社による建物管理が安定的に成長したことにも加え、修繕工事の取り込みが堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は16億8千5百万円となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は、149億3千4百万円、売上高は112億6千1百万円となりました。

また、利益については、営業利益7億1千7百万円、経常利益6億9千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4億6千6百万円となりました。

(注) 1. 当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。

2. 事業区分間の取引については、相殺消去しております。

### 企業集団の受注高並びに売上高

(単位：百万円)

| 区分            | 前連結会計年度<br>継<br>越<br>高 | 当連結会計年度<br>受<br>注<br>高 | 当連結会計年度<br>売<br>上<br>高 | 次連結会計年度<br>継<br>越<br>高 |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 電 気 工 事 業     | 送電事業部門                 | 8,237                  | 9,269                  | 7,276                  |
|               | 設備事業部門                 | 1,639                  | 5,665                  | 2,272                  |
| 不 動 产 関 連 事 業 | —                      | —                      | 1,685                  | —                      |
| 壳 電 事 業       | —                      | —                      | 26                     | —                      |
| 合 計           | 9,877                  | 14,934                 | 11,261                 | 15,263                 |

(注) 1.当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。

2.事業区分間の取引については、相殺消去しております。

### (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の成長戦略に向けた必要資金を用途として、長期借入金1億円及び社債3億5千万円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区分              | 第1期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年9月期) |
|-----------------|--------------------------------|
| 受注高             | 14,934                         |
| 売上高             | 11,261                         |
| 経常利益            | 690                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 466                            |
| 1株当たり当期純利益      | 73.22円                         |
| 総資産             | 9,269                          |
| 純資産             | 3,444                          |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区分         | 第1期<br>(当事業年度)<br>(2025年9月期) |
|------------|------------------------------|
| 売上高        | 223                          |
| 経常利益       | 107                          |
| 当期純利益      | 96                           |
| 1株当たり当期純利益 | 15.11円                       |
| 総資産        | 3,086                        |
| 純資産        | 3,057                        |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (6) 対処すべき課題

エネルギー業界では、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大や次世代エネルギーの開発が進む一方、電力供給の安定性確保、老朽化設備の更新、電力料金の高騰、人材不足と技術継承など、複合的な課題への対応が求められています。

建設業界においては、技能労働者の高齢化と人材不足、2024年からの時間外労働規制への対応、資材価格の高騰、災害対応力の強化、そしてDX推進による業務効率化など、持続可能な事業運営に向けた構造的な課題が顕在化しています。

当社グループは、エネルギー業界及び建設業界を取り巻く構造的課題に対し、「安全最優先」の基本方針のもと、持続可能な事業運営と社会的責任の遂行に努めてまいります。

電力インフラの安定供給に貢献するため、送電線・変電設備工事においては、協力会社との連携強化、安全文化の定着、ICT・DX技術の活用を通じて、品質と安全性の両立を図ってまいります。

そのために各部門の対処すべき課題は以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### ① 送電事業部門

送電事業部門においては、電力の安定供給を支える社会的責任のもと、記録的な猛暑や災害リスクの増加に対応した施工体制の強化が求められています。加えて、老朽化設備の更新需要の高まりや、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う系統強化工事への対応、並びに協力会社との連携による安全管理の徹底が重要な課題となっています。

### ② 設備事業部門

設備事業部門では、再生可能エネルギー発電所やデータセンター向けの特別高圧変電設備工事の需要が拡大する中、技術力の高度化と施工品質の確保が求められています。また、限られた人材・資材の中での効率的な工程管理、BIM/CIMをはじめとするデジタル技術の活用による生産性向上も喫緊の課題です。

### ③ 不動産関連事業部門

不動産関連事業部門では、マンション管理組合の代行業務や室内・設備の改修工事を中心に事業を展開しております。近年、居住者ニーズの多様化や建物の高経年化に伴い、管理品質の向上と改修工事の技術的対応力が一層求められています。また、管理組合との円滑なコミュニケーション体制の構築、法令改正への対応、並びに環境配慮型設備の提案力強化など、専門性と信頼性の両立が重要な課題となっています。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

| 親会社等                | 属性  | 親会社等の議決権所有割合 | 主要な事業内容 |
|---------------------|-----|--------------|---------|
| アムス・インターナショナル株式会社   | 親会社 | 29.22%       | サブリース事業 |
| 徳原榮輔                | －   | 14.12%       | －       |
| アムス・エステート株式会社       | －   | 4.71%        | 不動産業    |
| アムスグループホールディングス株式会社 | －   | 4.71%        | 持株会社    |
| ハウス建装株式会社           | －   | 4.71%        | 建設業     |
| アムスホテル館山株式会社        | －   | 4.71%        | 旅館業     |

- (注) 1. 親会社等の議決権所有割合の計算は、2025年9月30日時点の総議決権数63,641個を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。
2. 当社子会社である株式会社東京管理（現E T S O K 株式会社）は、通常の商取引により親会社より建物維持管理を受注しております。

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が29.22%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務めるアムス・エステート株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、徳原榮輔氏の二親等内の親族が代表取締役を務めるアムスグループホールディングス株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、アムス・インターナショナル株式会社の100%出資会社のハウス建装株式会社が4.71%、同じく100%出資会社のアムスホテル館山株式会社が4.71%、合計で当社議決権の割合が62.18%となり、当社の親会社に該当することになります。

アムス・インターナショナル株式会社は、サブリース事業、不動産流通事業を営んでおります。なお、当社は同社との間に事業活動上の重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社は、次の5社であります。

| 会 社 名             | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|--------|----------|---------------|
| 株式会社ETSホールディングス   | 480百万円 | 100%     | 建設業・電気工事業     |
| 株 式 会 社 東 京 管 理   | 30百万円  | 100%     | 建物管理・清掃業      |
| 株 式 会 社 岩 井 工 業 所 | 40百万円  | 100%     | 電気工事業・電気通信工事業 |
| ユ ウ キ 産 業 株 式 会 社 | 10百万円  | 100%     | 建物管理・設備工事業    |
| 株 式 会 社 D C ラ イ ン | 20百万円  | 100%     | 電気工事業・電気通信工事業 |

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
2. 株式会社ETSホールディングスは、2024年10月1日に株式移転を行い、当社の完全子会社となりました。  
3. 2025年10月1日に、株式会社ETSホールディングスをETSライン株式会社、株式会社東京管理をETSOOK株式会社、ユウキ産業株式会社をETSクリア株式会社に商号変更しております。  
4. 株式会社岩井工業所、及び株式会社DCラインは、ETSライン株式会社の100%子会社であり、当社がETSライン株式会社を通じて間接的に議決権を保有しております。

③ 重要な企業結合の成果

当社の企業集団は、連結子会社7社であります。当連結会計年度の売上高は112億6千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4億6千6百万円となりました。

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数 (2025年9月30日現在)

| 従 業 員 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 |
|---------|-------------------|
| 241名    | -名                |

### ② 当社の従業員数 (2025年9月30日現在)

当社は持株会社であり、事業運営は主にグループ会社を通じて行っております。そのため、当社単体においては内部監査室の2名のみ在籍しております。なお、グループ各社においては、事業内容に応じた人員体制を整備し、適切な人材配置と育成を進めております。

## (11) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

| 借 入 先        | 借 入 残 高 |
|--------------|---------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 400百万円  |
| 株式会社七十七銀行    | 400百万円  |
| 株式会社千葉銀行     | 300百万円  |
| 株式会社八十二銀行    | 200百万円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 100百万円  |

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

### 株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 19,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,368,903株  |
| (3) 株 主 数    | 5,402名      |
| (4) 大 株 主    |             |

| 株 主 名                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------|------------|---------|
| アムス・インターナショナル株式会社      | 1,859,600株 | 29.19%  |
| 徳原榮輔                   | 899,200    | 14.11   |
| アムスホテル館山株式会社           | 300,000    | 4.71    |
| アムス・エステート株式会社          | 300,000    | 4.71    |
| ハウスマーベル建装株式会社          | 300,000    | 4.71    |
| アムスグループホールディングス株式会社    | 300,000    | 4.71    |
| 株式会社SBI証券              | 108,298    | 1.70    |
| 片山善博                   | 50,000     | 0.78    |
| 阿曾康弘                   | 44,500     | 0.69    |
| MISP CLIENT SECURITIES | 41,300     | 0.64    |

(注) 表中の持株比率の計算は、2025年9月30日時点の自己株式数1株を除いた総株式数6,368,902株を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年9月30日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 上 江 洲 剛 | ユウキ産業株式会社 取締役                                                                               |
| 常務取締役            | 榎 原 範 昭 | 株式会社 E T S ホールディングス 常務取締役<br>株式会社岩井工業所 取締役<br>株式会社 D C ライン 取締役                              |
| 取 締 役            | 日 下 直   | 総務部担当<br>株式会社 E T S ホールディングス 取締役<br>株式会社東京管理 取締役<br>ユウキ産業株式会社 代表取締役                         |
| 取 締 役            | 加 藤 慎 章 | 相談役<br>Aggreko Japan株式会社 代表取締役                                                              |
| 取 締 役            | 黒 川 弘 務 | 黒川経営コンサルティング合同会社 代表社員<br>アムス・インターナショナル株式会社 取締役                                              |
| 取 締 役            | 若 狹 正 幸 | なし                                                                                          |
| 常勤監査役            | 吉 野 寛 記 | 株式会社東京管理 監査役<br>株式会社岩井工業所 監査役<br>ユウキ産業株式会社 監査役<br>株式会社 D C ライン 監査役<br>アムス・インターナショナル株式会社 監査役 |
| 監 査 役            | 石 原 肇   | なし                                                                                          |
| 監 査 役            | 小 嶋 義 政 | なし                                                                                          |

- (注) 1. 取締役若狭 正幸氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役黒川弘務氏は2025年1月まで会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役石原 肇、小嶋 義政の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は取締役若狭 正幸氏、及び監査役石原 肇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は、当該契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社役員を含む全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による任務懈怠につき悪意又は重大な過失がある場合の損害賠償金等については、補填の対象外としております。当社は、当該保険契約を1年ごとに更新しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### 1. 基本方針

当社の取締役報酬については、金銭で支給する「基本報酬」のみで構成し、当社の持続的な企業価値向上を担う人材を確保するために適正な水準とします。

##### 2. 役員報酬の内容

###### (基本報酬)

基本報酬については、株主総会で選任された時点での当社事業の実績及び見通し、各役員の担当する職務、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切な水準の報酬額を決定するものとします。

###### (業績運動型報酬)

当社では定めておりません。

###### (株式報酬等の非金銭的報酬)

当社では定めておりません。

##### 3. 報酬の交付時期

役員報酬は、年額を12等分し月例で支払うものとします。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社は取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定とともに、その方針に基づき、報酬の限度額の範囲内で取締役会から授権を受けた代表取締役社長が決定するものとします。株主総会で承認された報酬の限度内で決定することにより、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2024年5月24日に開催された株式会社E T S ホールディングスの臨時株主総会において承認された設立時定款附則第2条に基づき、会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役及び監査役の報酬限度額を取締役は月額1,700万円以内、監査役は月額170万円以内と定めております。

この定款附則により、当該期間における報酬限度額はすでに株主総会にて決

議されておりますが、本定時株主総会の終結をもってその効力は終了するため、次期以降の報酬支給に向けて新たな報酬限度額を定める必要があります。  
したがって、当社は本定時株主総会において、取締役及び監査役の報酬限度額に関する決議を行うものであります。

**(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当該事業年度においては、2024年10月1日の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長上江洲剛氏に一任されております。当該委任を行う理由は、取締役の業績を踏まえて、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

**(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等**

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |         |        | 対象となる役員の員数(名) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|---------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 35,244<br>(7,200) | 35,244<br>(7,200) | —       | —      | 6<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,126<br>(3,600)  | 9,126<br>(3,600)  | —       | —      | 3<br>(2)      |

(注) 期末在籍の役員の人数は、取締役6名（社外取締役1名含む）及び監査役3名（社外監査役2名含む）であります。

**(5) 社外役員に関する事項**

**① 重要な兼職先と当社との関係**

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                       |
|-----|-------|------------------------------------------------|
| 取締役 | 若狭 正幸 | なし                                             |
| 取締役 | 黒川 弘務 | 黒川経営コンサルティング合同会社 代表社員<br>アムス・インターナショナル株式会社 取締役 |
| 監査役 | 石原 肇  | なし                                             |
| 監査役 | 小嶋 義政 | なし                                             |

(注) 1.当社と黒川経営コンサルティング合同会社とは事業上の取引はありません。  
2.黒川弘務氏は2025年1月末をもって社外性を喪失し、以降は社内取締役として職務を遂行しております。

**② 特定関係事業者との関係**

特記すべき事項はありません。

③ 主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                  |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 若狭正幸 | 当該事業年度開催取締役会14回全てに出席し、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地から様々な提言、及び経営陣の監督を行っています。                               |
| 取締役 | 黒川弘務 | 当該事業年度開催取締役会14回全てに出席し、検察庁、法務省に長年の間奉職された豊富な経験と見識を活かして、社外性を有していた2025年1月末日までは、独立役員として中立的な立場から多角的な提言を行い、経営陣の監督に貢献しました。 |
| 監査役 | 石原毅  | 当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会6回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地からの発言を行っています。                          |
| 監査役 | 小嶋義政 | 当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会6回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、社外役員として中立の見地からの発言を行っています。                          |

④ 当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社等または親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,032千円あります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 29,600千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭<br>その他財産上の利益の合計額 | 29,600千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

- ③ 監査役会は会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部                 |                  | 負債の部             |                  |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科目                   | 金額               | 科目               | 金額               |
| <b>流動資産</b>          | <b>6,894,089</b> | <b>流動負債</b>      | <b>4,293,648</b> |
| 現金預金                 | 1,673,115        | 工事未払金            | 1,075,930        |
| 受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産 | 3,983,144        | 短期借入金            | 1,600,000        |
| 未成工事支出金等             | 143,348          | 1年内償還予定の社債       | 20,000           |
| 前払金                  | 737,391          | 1年内返済予定の長期借入金    | 248,832          |
| 未収消費税等               | 337,144          | 短期リース債務          | 72,787           |
| その他の                 | 43,030           | 未払法人税等           | 134,157          |
| 貸倒引当金                | △23,085          | 未払消費税等           | 21,521           |
| <b>固定資産</b>          | <b>2,360,806</b> | <b>契約負債</b>      | <b>915,777</b>   |
| <b>有形固定資産</b>        | <b>1,957,495</b> | <b>賞与引当金</b>     | <b>50,419</b>    |
| 建物・構築物               | 147,247          | 工事損失引当金          | 13,989           |
| 機械・運搬具               | 386,402          | 完成工事補償引当金        | 850              |
| 工具器具・備品              | 92,281           | その他の             | 139,382          |
| 土地                   | 1,066,627        | <b>固定負債</b>      | <b>1,530,950</b> |
| リース資産                | 254,977          | 社債               | 830,000          |
| 建設仮勘定                | 9,960            | 長期借入金            | 277,954          |
| <b>無形固定資産</b>        | <b>3,721</b>     | 長期リース債務          | 285,391          |
| <b>投資その他の資産</b>      | <b>399,589</b>   | 資産除去債務           | 33,778           |
| 投資有価証券               | 22,399           | 再評価に係る繰延税金負債     | 6,324            |
| 長期性預金                | 200,000          | 退職給付に係る負債        | 94,429           |
| 差入保証金                | 67,422           | その他の             | 3,072            |
| 保険積立金                | 49,796           | <b>負債合計</b>      | <b>5,824,598</b> |
| 繰延税金資産               | 39,992           | <b>純資産の部</b>     |                  |
| その他の                 | 67,628           | <b>株主資本</b>      | <b>3,611,647</b> |
| 貸倒引当金                | △47,649          | 資本金              | 50,000           |
| <b>繰延資産</b>          | <b>14,434</b>    | 資本剰余金            | 1,701,328        |
| 社債発行費                | 10,172           | 利益剰余金            | 1,860,319        |
| 創立費                  | 4,261            | 自己株式             | △0               |
|                      |                  | その他の包括利益累計額      | △166,915         |
|                      |                  | その他有価証券評価差額金     | 9,409            |
|                      |                  | 土地再評価差額金         | △176,325         |
| <b>資産合計</b>          | <b>9,269,330</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>3,444,731</b> |
|                      |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>9,269,330</b> |

# 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     |                     |  |  | 金 額       |            |
|-------------------------|---------------------|--|--|-----------|------------|
| 売 上 高                   | 完 成 工 事 高           |  |  | 9,548,950 | 11,261,178 |
|                         | 不 動 産 関 連 売 上 高     |  |  | 1,685,675 |            |
|                         | 売 電 事 業 収 入         |  |  | 26,552    |            |
| 売 上 原 価                 | 完 成 工 事 原 価         |  |  | 8,138,328 | 9,538,434  |
|                         | 不 動 産 関 連 売 上 原 価   |  |  | 1,358,710 |            |
|                         | 売 電 事 業 原 価         |  |  | 41,395    |            |
| 売 上 総 利 益               | 完 成 工 事 総 利 益       |  |  | 1,410,622 | 1,722,743  |
|                         | 不 動 産 関 連 売 上 総 利 益 |  |  | 326,965   |            |
|                         | 売 電 事 業 総 損 失 (△)   |  |  | △14,843   |            |
| 販売費及び一般管理費              |                     |  |  |           | 1,005,280  |
| 営 業 利 益                 |                     |  |  |           | 717,463    |
| 営 業 外 収 益               | 受 取 利 息             |  |  | 2,213     | 20,501     |
|                         | 受 取 配 当 金           |  |  | 585       |            |
|                         | 助 成 金 収 入           |  |  | 796       |            |
|                         | 保 険 解 約 戻 金         |  |  | 6,589     |            |
|                         | 受 取 地 代 他           |  |  | 5,018     |            |
|                         | そ の 他               |  |  | 5,298     |            |
|                         |                     |  |  |           |            |
| 営 業 外 費 用               | 支 払 利 息             |  |  | 30,793    | 47,396     |
|                         | 社 債 発 行 費 償 却       |  |  | 2,238     |            |
|                         | 創 立 費 償 却           |  |  | 1,065     |            |
|                         | そ の 他               |  |  | 13,299    |            |
|                         |                     |  |  |           |            |
| 経 常 利 益                 |                     |  |  |           | 690,568    |
| 特 別 利 益                 | 固 定 資 産 売 却 益       |  |  | 1,025     | 1,025      |
|                         |                     |  |  |           |            |
| 特 別 損 失                 | 固 定 資 産 除 却 損       |  |  | 251       | 2,152      |
|                         | 有 価 証 券 評 価 損       |  |  | 1,900     |            |
|                         |                     |  |  |           |            |
| 税金等調整前当期純利益             |                     |  |  |           | 689,441    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 法 人 税 等 調 整 額       |  |  | 230,946   | 223,089    |
|                         |                     |  |  | △7,856    |            |
| 当 期 純 利 益               |                     |  |  |           | 466,351    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                     |  |  |           | 466,351    |

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部     |           | 負債の部        |           |
|----------|-----------|-------------|-----------|
| 科 目      | 金額        | 科 目         | 金額        |
| 流動資産     | 110,240   | 流動負債        | 29,429    |
| 現金預金     | 107,768   | 未 払 金       | 7,242     |
| その他の     | 2,472     | 未 払 法 人 税 等 | 12,310    |
| 固定資産     | 2,972,023 | 未 払 消 費 税 等 | 8,419     |
| 投資その他の資産 | 2,972,023 | 預 り 金       | 1,456     |
| 投資有価証券   | 25        | 負債合計        | 29,429    |
| 関係会社株式   | 2,970,871 | 純資産の部       |           |
| 繰延税金資産   | 1,127     | 株主資本        | 3,057,096 |
| 繰延資産     | 4,261     | 資本金         | 50,000    |
| 創立費      | 4,261     | 資本剰余金       | 2,910,871 |
|          |           | 資本準備金       | 12,500    |
|          |           | その他資本剰余金    | 2,898,371 |
|          |           | 利益剰余金       | 96,225    |
|          |           | その他利益剰余金    | 96,225    |
|          |           | 繰越利益剰余金     | 96,225    |
|          |           | 自己株式        | △0        |
| 資産合計     | 3,086,525 | 純資産合計       | 3,057,096 |
|          |           | 負債及び純資産合計   | 3,086,525 |

# 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金      | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益                 |        | 223,892 |
| 営 業 費 用                 |        | 115,440 |
| 営 業 利 益                 |        | 108,451 |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 27     |         |
| そ の 他                   | 0      | 27      |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 創 立 費 償 却               | 1,065  | 1,065   |
| 経 常 利 益                 |        | 107,413 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 107,413 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 12,314 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,127 | 11,187  |
| 当 期 純 利 益               |        | 96,225  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社 E T S グループ  
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 中市 俊也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 郁男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ETSグループの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ETSグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社 E T S グループ  
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 中市 俊也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 郁男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ETSグループの2024年10月1日から2025年9月30日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のように報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他使用者人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、内部統制の有効性確保のためには、継続的な見直しと改善が重要であると認識しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月28日

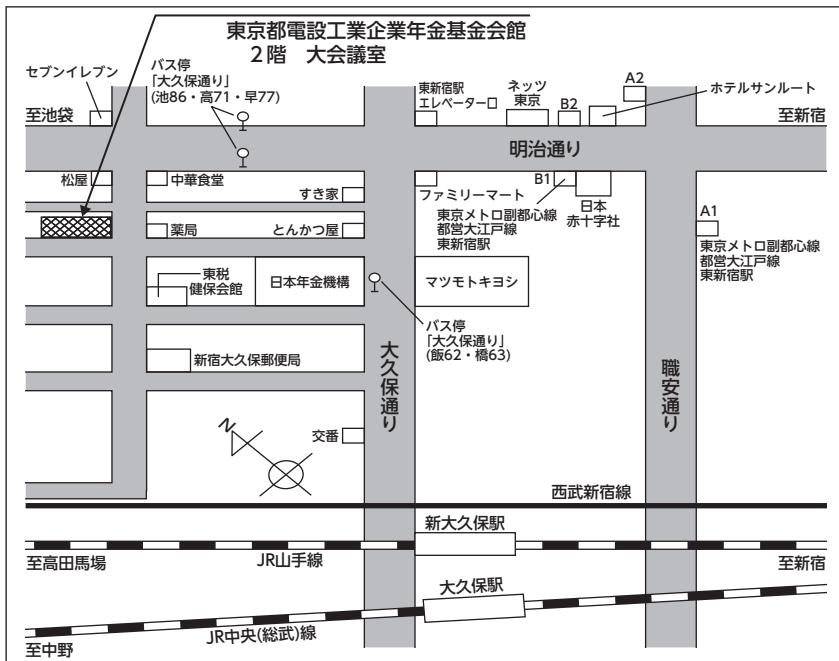
株式会社E T S グループ 監査役会

常勤監査役 吉野 寛記  
社外監査役 石原 肇  
社外監査役 小嶋 義政

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号  
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室



## 交 通

- JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
- 都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分 (A1・A2)
- 東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分 (B1・B2・エレベーター)
- ※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86（渋谷駅東口⇒池袋駅東口）大久保通り下車、徒歩1分  
早77（新宿駅西口⇒早稲田）大久保通り下車、徒歩1分  
高71（高田馬場⇒九段下）大久保通り下車、徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。